

207 本年度各大学卒業新法学士採用に関する件に付通知

〔昭和九年一月〕

閣甲第四号	起	昭和九年一月二十二日	裁可	昭和	年月日	施	昭和九年一月二十二日
案	決定	昭和(九)年(一)月(二十二)日行	(通知)				

(注記1)

(注記2)

内閣官房総務課長 (横溝) 内閣書記官 (川島)

内閣官房総務課長

外務、司法、鉄道各大臣官房人事課長

内務、農林、商工各大臣秘書官

大蔵、文部、逓信、拓務各大臣官房秘書課長

陸軍、海軍両省人事局長

宛 (各通)

(注記3)

本年度各大学卒業新法学士採用ニ関シ (抹消) 各省間ノ詮衡方法打合ノ為 (加筆) (去ル) 一月十八日 (抹消) 首相官邸ニ御参集ヲ煩シ (抹消) 協議決定シタル (加筆) 条項左記ノ通ニ有之為念及通知候 (抹消) 条御勵行相願度候

記

- 一、新法学士詮衡著手ハ四月一日以後トスルコト
- 二、詮衡ノ為面会時日ガ数省競合シタル場合ニハ本人ノ申出ニ依リ便宜時日ノ繰替変更ヲ容スコト
- 三、数省ニ採用決定シタル者ニ付テハ成ル可ク本人ノ志望ヲ尊重スルコト

四、発令ノ日付ハ各省トモ四月十六日以後トスルコト

備考 外務省陸軍省、海軍省、外務省 (司法省) 等ニ於テモ

〔外交官〕 武官外交官 (司法官) 以外ニ新法学士ヲ採用

〔嘱託其ノ他ノ名義ニ (ヲ以) テ〕 スル場合右ニ準ズ

ルコト

内閣閣甲第四号

昭和九年一月二十二日

内閣官房総務課長 横溝光暉

本年度各大学卒業新法学士採用ニ関シ去ル一月十八日協議決定条項左記ノ通ニ有之為念及通知候

記

- 一、新法学士詮衡著手ハ四月一日以後トスルコト
- 二、詮衡ノ為ノ面会時日ガ数省競合シタル場合ニハ本人ノ申出ニ依リ便宜時日ノ繰替変更ヲ容スコト
- 三、数省ニ採用決定シタル者ニ付テハ成ル可ク本人ノ志望ヲ尊重スルコト
- 四、発令ノ日付ハ各省トモ四月十六日以後トスルコト

新法学士採用ニ関スル人事主任官会議

昭和九年一月十八日午後二時三十分開会

首相官邸ニ於テ

出席者別紙ノ通

一、横溝内閣官房総務課長開会ヲ宣ス

(注記4)

一、横溝内閣官房総務課長ヨリ左ノ挨拶アリタリ

過般次官会議ニテ黒田大蔵次官ヨリ新法学士採用ニ付テハ成績判明後ニ採用スルコトノ動機ニ対シ各省次官モ之ニ賛成シ更ニ客年十一月ノ次官会議ニ〔於テ〕再度之レカ採用ニ関シ打合ヲナセリ 其ノ要旨ハ

一、成績判明後〔採用スルコト〕

一、採用決定〔後〕ニ際シテモ〔関係〕各省〔打合

ノコト

右ニ付内閣ニ於テ人事主任官ノ打合会ヲ催サレ度〔ト〕ノ依

頼アリ仍テ今日御集合ヲ煩シタ次第アリマス又先日穂積

博士ガ石黒農林次官ニ〔今〕回卒業生中緑会〔事件〕ニ関係

ノモノアリ夫等ノ人ハ決シテ悪イ者デハナシ然レドモ夫レ

ヲ採用ヲヤメテハ困ル故各省ヘ行キ御話シテ採用ヲ御願致

〔ス〕〔シ度シ〕トノ〔事故〕〔話〕アリタルヲ以テ同次官ハ

〔打合会ニ〕〔此度催サレル各省人事主任官会議ノ際ニ〕ソノ

事ヲ話シテ〔貫テ〕ハ如何ト〔ノ事〕〔話サレタル由〕ニテ本日

穂積博士ハ午後三時当会議ニ出席〔サ〕〔セラ〕ルル筈〔テス〕

〔ナリ。〕〔新法学士採用ニ付テハ〕

〔本会議ノ目的〕〔次官ニ於テハ〕

〔成績判明後採用スルコト〕

一、採用決定ノ際ハ大分困ル法学士モアリ、〔ソレハ〕意志

ニ反シテ第二、第三志望ニ採用サレタルモノアリ

一、司法省、外務省、陸海両省ハ直接ノ関係ナキモ囑託ニ

採用サルル場合モアリ

〔区々〕タルヲ以テ各省主任官ニ於テ十分打合セラルル必要

モアリ。依テ此ノ会議ヲ開キタリ。

大蔵次官ノ次官会議ニ於ケル御話モアリ先ヅ大野大蔵省秘書課長ヨリ御意見伺ヒタシ

一、大野大蔵省秘書課長

東大ハ三月三十一日夕方成績発表ノ〔由ナリ〕〔由ナリ〕

学生ノ希望ヲ聞ク為〔過般東京帝国〕大学ノ人事問題懇談

会ニ出席セリ〔内務省潮次官モ出席〕

其ノ様子ヨリシテ〔左記〕ノ諸点ニ付注意スベキカト考フ

(イ) 一年二年ノ成績ニヨリ見ルコトヨリ其ノ後ノ成績ヲ見

テヤラネバナルマイ 全部〔善〕〔能〕ク見ル方可ナラン

(ロ) 銓衡ニ着手スルコトハ成績発表ノ関係上四月一日トナ

ル

(ハ) 予備的銓衡シタル方可ナラン

(ニ) 政府中ニ不統一ニナリ学生側ニテモ全部成績判明後ニ

シテ貫〔イ〕〔ヒ〕タキ希望アリ

(ホ) 面会時間〔ラ〕〔ノ〕決定 面会時間ノ衝突スルコトモア

リ仍テ卒業生ノ便宜ヲ計リ本人ノ申出ニ依リ随意ノ日

ニスルコトヲ定ムルコト

(ケ) 甲、乙、丙ノ三省ヲ通過シタルモノニハ本人ノ第一志

望ヲ叶ヘテヤリ度

(ト) 本人ガ銓衡ノ場合ニ甲省ヲ第一志望ト云ヒ乙省ニ行キ

テモ乙省ヲ第一志望ト申出ツルコトアリ何レガ第一志

望ナルヤ判明セザル場合モアリ

右ノ場合ニハ内閣ニ何レガ第一志望ナルヤ申出ヅル様
致度

(チ)或ル省ニテハ即座ニ返事セザレバ採用セズト云フコト

モアリ、ソノ場合ハ多少猶予期間ヲ設ケテ本人ノ希望

ヲ叶ヘテヤツテハ如何

各省デ競争スル等醜キコトハ致度ナシ

(リ)銀行ノ如キハ一月銓衡スル様子ナリ

要スルニ可成本人ノ志望ヲ達スル様致度

一、^(採選)〔狭〕^(加筆)内務大臣秘書官

第一、第二志望ハソノ事ヲ願書ニ書^(加筆)セルコトニシテ
ハ如何

大蔵省ノ如キハ書面審理ナルモ内務省ハ試験ヲスルニ一

週間モ要ス

先ニ或ル省ニ決定スルト釘付トナリテ、コレガ本人ノ志

望ニナル如キ結果ヲ生ズ、ソコヲ統一シテハ如何

一、大野大蔵省秘書課長

内務省ノ如キ一週間モカ、ル所デハ十五日ニ決定ノ通知

ヲ^(加筆)シ、ソレカラ各省ト話合シテ何レガ第一志望ナル

ヤ決定セバ如何

一、^(採選)〔狭〕^(加筆)間内務大臣秘書官

内閣ヲ煩スコト^(加筆・採選)ハ如何カ

寧口本人ノ選択ニ委シタル方可ナラン

夫レハ内定ノ通知ヲ出シ本人ニ選択サセル例ヘバ四十人

採用スル場合十人ヲ先ツ取り、然ル後第二次、第三次ノ

採用ヲナシ決定ノ時多少留保シテ猶予期間ヲ与ヘラレテ
ハ如何

一、上ノ畑通信省秘書課長

通信省ハ一週間ヲ費シ二百人ヲ銓衡シテ他ニ取ラルルコ

ト、ナル故ニ第一流ノ人物ヲ取ルコト不可能ナリ此レヲ

防止スル必要アリ、私ハ現状ニテ結構ト思フ

一、^(採選)〔狭〕^(加筆)間内務大臣秘書官

内務省ガ第一志望ナルニ拘ラズ大蔵省ニ行ク為断ハラレ

タル例モアリ

一、高山拓務省秘書課長

拓務省ニモ三人アリ正直ニ断ハリニ来レリ

一、午後二時五十分穂積博士会議ニ出席

同博士ヨリ左ノ挨拶アリ

私が三年間学^(採選)部長在職中純粹ナル思想問題ニ関係ア

ルモノハ今回ノ卒業ニハナシ只

(イ)カンニング問題ハ一時多少アリシモ今回ハナシ

(ロ)緑会事件

第一就職問題 大学当局ニ就職問題ニ付当局ノ尽力

ヲ促ス為メ学生大会ヲ開催セントノ議アリシモ

中止サセタリ

第二食堂問題 緑会委員ハ此ノ解決ヲ依頼サレ食堂改

革運動ヲナセシモノニシテ会員ガ大学ニ対シ反

抗ノ態度ニ立チタリ大学ニテハ学内秩序ノ為一

人ヲ退学処分セリ他ノ連中ニテ明白ニ該運動ニ

加リタルモノ二十六名二一年間停学処分セリ

夫レ八一、二名ノ悪キ者ノ為メニ他ハ乗ゼラレ

タルモノニシテ大学ニ対シ反抗事情ナシ、其

等大部分ノ者ハ後悔シ真面目ニ勉強シ成績モ良

キモノアリ六名(別紙ノ通)ハ行政科、司法科

試験ニ通過シ居レリ思想上ノ懸念ハ全然ナク之

レニ付テハ私ハ保証シテヨシ

〔加筆〕——仍テ処分ヲ受ケタルコトカ将来ニ障ルコトハ

私ハ甚ダ氣ノ毒ト思ヒマス其ノ点銓衡ニ当リ考

慮願ヒタシ

一、菊澤文部省秘書課長

緑会ハ学生ノ自治ニ委シ委員ハ学生〔抹消〕〔加筆〕選挙シ居リ

タルモ其後学部長ヨリ任命スルコトナレリ

悪キ学生ハ委員ノ詮衡ニ付感情ヲ害シ居リ色々ノ問題ヲ

採リ委員ヲ刺戟シ居レリ私ハ門外漢ナルモ緑会ノ委員ニ

ハ同情シ居レリ

一、〔抹消〕〔加筆〕間内務大臣秘書官

思想問題ニ付テハ本人ヲ調査スルモ当方ニテモ警視庁ノ

〔加筆〕ブラックリスト〔加筆〕ニ〔抹消〕〔加筆〕セラレタル者以外ハ

全然不明ナリ特ニ地方庁ノ特高警察関係ノモノニ付テハ

其ノ必要アリ

一、穂積博士

〔加筆〕ブラックリスト〔加筆〕ニ〔抹消〕〔加筆〕セラレタル者ハ大学

ニテハ推薦セズ、試験ヲ通過シタル者ニハナシ若シ疑問

ノ者アラバ注意ヲナス

一、菊澤文部省秘書課長

大学ニテハ高等学校ノ悪イ奴ハ〔加筆〕ブラックリスト〔加筆〕

ニ〔抹消〕〔加筆〕セル、高等学校ニテハ年々地方ノ警察署ニ照

会シテ身元ノ調査ヲスル

一、穂積博士

〔加筆〕ブラックリスト〔加筆〕ニ記載シアルモノノ中ニモ其ノ

後良イ方面ニナリ居ルモノアリ此等ノ者ニ付テハ大学ニ

テモ非常ニ注意シ居レリ

一、〔抹消〕〔加筆〕間内務大臣秘書官

銓衡セシ者ノ中ニモ停学ヲ受ケタルモノモ時々アリ

一、穂積博士

昨年内務省ニテ採用セラレタル者ノ中ニハ〔加筆〕カンニン

グ〔加筆〕ヲ教ヘタルモノアリ

一、横溝内閣官房総務課長

学生ノ希望ヲ附記サセテハ如何

一、大野大蔵省秘書課長

ソレハ頗ル印象悪シ

一、上ノ畑通信省秘書課長

役所同志ノ打合ハ必要ナシ大体本人等ハ何処デモ良シト

云フ方ガ多カラシ

一、大野大蔵省秘書課長

大蔵省ノ如キハ書面ヲ審理シテ面会シ得ル程度ノ者五六

十人トシ他ハ除キ居レリ

其ノ理由ハ課長級ノ者五、六名ガ朝カラ面会シ〔抹消〕
〔加筆〕
〔銓〕衡不可能ト見ラルル者迄モ永ク待タセルコトハ相当
印象悪シ

先生ヨリ見テ全部会ツタ方ガ好キカ又ハ一部分書面審理

〔シタ方カ〕〔スルガヨキカ〕何レガ好キカ

一、穂積博士

成績ハ左程善クハナイガ愛想ノ善キモノアリ全部ニ会フ

コトヲ希望ス実業界ハ大概全部ニ会フ

又実業界テハ書面審理セス十人採用スルナラバ大学デニ

十人選定シテクレトノ依頼モアル

一、坂〔野〕司法省人事課長

昨年ハ全部会ヒシモ本年ハ少シ制限スルコトニ致シタシ

ト思ヒ居レリ

一、〔狭〕〔挾〕間内務大臣秘書官

今迄ハ全部会ツテ居ル内務省ハ成績ノ左程良クナイ者デ

モ採用スル

今年ハ或ル標準ヲ設ケタシト思フ其レハ文官試験〔合格〕

者ノミニ制限スルカ又ハ或ル程度ノ制限ヲ設ケルコ

ト、致度

一、穂積博士

成績ヲ〔銓〕〔加筆〕
〔抹消〕
〔銓〕衡ノ標準トスルハ可ナルモ人物ノ良

〔宜〕シイノモアル、中ニハ運動家ニテ勉強ノ出来ヌモ

ノアルモ相当見所ノアル人モアリ

実業界ノ〔銓〕〔加筆〕
〔抹消〕
〔銓〕衡ハ一月ヨリ始マルニ役所ノ方ハ四月

ニシテ学生ハ實際ハ官庁ヲ好ムモ曩ニ実業界ノ〔銓〕〔加筆〕
〔抹消〕
〔銓〕衡ヲ受ケ通過スル場合ニハ何レヲ選定シテ可ナリヤ判断
ニ苦シム場合アリ採用ニ付テハ全部成績ヲ見タ上各省ニ
テ採用サレタシ

各省秘書官ニ紹介方ヲ依頼サルルコトアリ如何ニスベキ

カ

一、横溝内閣官房総務課長

正式ノ〔銓〕〔加筆〕
〔抹消〕
〔銓〕衡ノミナラズ予備的会见ヲシテハ如何ト

ノ議ハ先刻議題ニナリシモノナリ

一、〔狭〕〔挾〕間内務大臣秘書官

先生〔ヨリ〕〔カ〕紹介ヲ断ハラル〔ト〕〔加筆〕
〔抹消〕
〔ト〕モ他ノ有力ノ人

ヨリ紹介サル、コトアリ

一、穂積博士

私ヨリ紹介スル人ハ相当ノモノノミナリ

皆様ガ学校ニ来ラレテ御話シヲ願フコトハ非常ニ印象ヨ

シ

〔最後〕〔何卒〕宜敷御銓衡ヲ乞フ

一、穂積博士退場

一、横溝内閣官房総務課長

大野大蔵省秘書課長ノ意見ヲ議題トシテ採否ニ入り〔狭〕

〔挾〕間、上ノ畑ノ各秘書官ヨリ意見ヲ述べ結局左ノ通決

定ス

一、新法学士ノ〔選考〕〔銓〕〔加筆〕
〔抹消〕
〔銓〕衡ニ著手スル時日ハ各省トモ四

月一日以後トスル事

一、〔抹消〕〔加筆〕〔選考〕〔銓衡〕ノ為メノ面会時日ガ数省一致シタル場合

ハ本人ノ申出ニ依リ便宜繰リ換ヘ変更スル事

一、数省ニ採用決定シタル者ニ就テハ成ル可ク本人ノ志望ヲ尊重スル事

一、採用発令ノ日附ハ各省トモ四月十六日以後トスル事

一、横溝内閣官房総務課長ヨリ本日ハ各省人事ノ関係者ノ御集

合ニ付此ノ際公文ニテ通知スル迄ニアラザルモ人事関係

〔加筆〕等ニ付二三御注意ヲ煩ス〔抹消〕〔加筆〕〔件アリトテ〕印刷物〔別

紙〕〔加筆〕配付セリ

一、稲田内閣書記官朗読シ二三ノ質問アリテ〔加筆〕〔更ニ別紙〕協議事

項ヲ決定シ午後四時四十五分散会

出席者

外務省

三谷人事課長

内務省

〔抹消〕〔加筆〕〔狹〕〔挾〕間秘書官

大蔵省

大野秘書課長

陸軍省

矢ヶ崎人事局員

海軍省

山本人事局員

司法省

坂野人事課長

文部省

〔抹消〕〔加筆〕〔池〕〔澤〕秘書課長

農林省

山口秘書官

商工省

宮田秘書官

通信省

上ノ畑秘書課長

鉄道省

須田人事課長

拓務省

高山秘書課長

内閣

横溝総務課長

川島書記官

稲田書記官

森 属

行政科、司法科合格

仙石 永博

森 誓夫

行政科合格

葦澤 大義

神田 坤六

山田 誠

司法科合格

鈴木 信次郎

協議事項

〔昭和九・一・一八〕

一、幹部候補生少尉任官ノ際、叙位上奏ニ伴フ錯誤防止ノ件

各省ニ於テ有資格者ヲ高等官ニ任官セシムル際其ノ者ガ

幹部候補生トシテノ履歴ヲ有スルトキハ之ヲ其ノ都度陸

軍省ニ通知スルコトニシテハ如何

氏名、入営ノ年月、新任セラルル官ノ官等、

〔加筆〕〔各省賛成〕

人事

〔昭和九・一・一八〕

一、官等陞叙ノ書類ニハ必ず在職年数調ヲ添付スルコト。而シテ右ノ調ニハ現官等経過年月ヲ記載シ何日現在ナルカヲ明

ニスルコト。

- 一、兼任ノ書類ニ添付スル理由書ハ可成詳細ニ記述スルコト。
- 一、任免、陞等等ニ関シ他ト關聯シテ発令スルモノ又ハ発令ノ日ニ付特ニ希望アルモノニ付テハ其ノ旨進達書ニ附記スルコト。

一、銓衡書ハ成ルベク本書ヲ添付スルコト。

一、辭職願又ハ休職ニ関スル同意書ハ墨書トスルコト。

一、辭職願ノ宛名ハ勅任官ニ在リテハ内閣總理大臣、奏任官ニ在リテハ本属長官タルコト。

一、民間ノ者ヲ委員会委員、幹事等ニ任命ノ書類ニハ履歷書ヲ添付スルコト（彙ニ任命セラレタルモノニ付テハ其後ノ異動ヲ記入シタルモノヲ添付ノコト）。

一、文官分限令第十一条第一項第四号ニ依ル休職ノ書類ニハ其ノ理由ヲ可成詳細ニ記述スルコト。

一、定員ニ關係アル異動（例ヘバ休職、退職、死亡、委員ノ職務ノ消滅定員外職員ノ異動等）ニ付テハ遅滞ナク官報ニ報告シ又ハ内閣官房総務課へ通報セラルルコト。

一、大臣ノ旅行、出張ノ際ニハ必ず發著時刻ヲ通知セラルルコト。

一、病氣危篤其他急ヲ要スル場合ニハ書類進達前電話ヲ以テ其ノ旨予告スルコト（退庁時間ニ切迫セル際ニハ特ニ然リ）。

一、病氣危篤ノ書類ニハ病名、危篤ノ日等附箋スルコト。

一、書類ニ添付スル履歷書用紙ハ粗悪ナルモノヲ用ヒザルコト。

一、履歷書ニ族籍ノ記入ヲ脱漏セザルコト。

一、勤務演習召集免除又ハ簡閱点呼免除ニ関シテハ成ルベク速ニ認可申請ノ手續ヲ執ルコト。

一、併任ノ者又ハ兼任ノ者ニ付重複シテ叙位ヲ上奏スル等ノ誤ニ陥ラザル様特ニ注意スルコト。

一、再就職ニ関スル三ヶ月ノ制限ハ退官又ハ休職ノ翌（採道）日（加筆）ヨリ起算シ満三ヶ月トスルノ解釈ナリ。

一、叙位上奏書中ニ位勲ノ記載又ハ叙位ノ資格年限ノ計算ニツキ誤謬多シ。

一、判任官ヲ奏任官、同待遇ニ任官又ハ任命スル際判任官トシテ叙位ヲ奏請シタル上昇格セシムル方、位ニツキ本人ニ利益ノ場合アリ。

一、定期ノ官等陞叙又ハ待遇官等陞等上奏ノ際ニハ同時ニ其ノ相当位ニ付定期叙位ノ書類ヲ進達セサルレバ事務処理上好都合ナリ。

一、病氣危篤ノ際任官陞等相当位ノ上奏書ニ便宜上同時ニ位階追陞ノ上奏書進達セラルレバ事務処理上好都合ナリ。

一、民間功勞者死亡ニ当リ特旨叙位又ハ特別叙勲ニ付テハ没後十日ノ処理期限ノ滿了ニ切迫シテ手續ヲナス時ハ功績ノ調査不充分ナル為本人ニ不利益トナルコト多シ。

一、民間功勞者ノ死亡ニ当リ特旨叙位又ハ特別叙勲書類ヲ提出スル場合ニハ葬儀ノ日ヲ附箋セラルレバ便宜ナリ。

一、民間功勞者ノ特旨叙位又ハ特別叙勲上奏又ハ稟申ニ際シ曩

ニ恩賞ニ浴シタル同省又ハ同一府県ノ同種功勞者ト比較シタル評定ヲ添附セラルレバ調査上好都合ナリ。

一、定期叙勲ノ上奏書往々内閣官房総務課ヘ送付シ来ル向アルモ右ハ直接賞勲局ヘ送付セラルベキモノナリ。

庶務

(昭和九・一・一八)

一、法律案請議ノ際ハ必ず正副二通提出スルコト。

一、法律、勅令案ノ請議用紙ハ美濃紙ノ大キサヲ標準トス。紙質ノ不良ナルモノ、甚シク薄キモノ等ハ用ヒザルコト(永久保存ノ為)。

一、法律勅令ノ請議ハ必ず毛筆、タイプライター浄書ノモノタルコト(ガリ印刷ハ用ヒザルコト)。

一、勅令ノ公布ハ閣議決定後五六日ノ期間ヲ要スルヲ以テ公布ノ日ニ付予定アル勅令案ニ付テハ相当期間ノ余裕ヲ設ケテ之ヲ進達スルコト。

一、施行期日ノ切迫セル勅令案ニ付テハ成ル可ク公布ノ日ヨリ施行スル旨ノ規定トスルコト。

一、法律案、勅令案等ノ理由書ニ付テハ請議ノ事由及案ノ要領ヲ詳記スルコト。

一、法律勅令ノ条文ノ字配リハ大体一定シ居ルヲ以テ請議ノ際注意スルコト(官報参照。法令ノ一部改正ノ場合ニ於テハ現行法令ノ体裁ト一応照合スルコト)。

例ヘバ左記○印ハ文字ノ高サ又ハ空ニ注意スベキ点トス。

勅令第 号

..... 中左ノ通改正ス

第 一 条

第 一 条 中 「.....」ヲ「.....」ニ改ム

附 則

一、公文書提出ノ場合ハ必ず其ノ主任者氏名ヲ適當ノ場所ニ附記スルコト。

一、照会事項ニ対スル回答ニシテ日限アルモノハ其ノ期限ヲ厳守スルコト。若シ日限通り回答シ得ザル場合ハ子メ其ノ旨申出デラレタシ。

(注記7)

關甲第四号屬案	起	昭和九年一月二十四日	裁可	昭和九年一月二十五日	施行	昭和九年一月二十五日
				決定		通牒

昭和九年一月二十五日

内閣官房総務課長

内閣恩給、統計、印刷各局長

法制局長官

賞勲局総裁

資源局長官

宛(各通)

本年度各大学卒業新法学士採用ニ関スル件

今般各省ノ人事ニ関スル主任官會議ニ於テ標記ノ件ニ付左ノ通
協議決定相成候条貴局ニ於テモ〔同様〕御勵行相成様致度依命此
段及通知候

記

- 一、新法学士詮衡著手ハ四月一日以後トスルコト
- 二、詮衡ノ為ノ面会時日ガ数省競合シタル場合ニハ本人ノ申出
ニ依リ便宜時日ノ繰替変更ヲ容スコト
- 三、数省ニ採用決定シタル者ニ付テハ成ル可ク本人ノ志望ヲ尊
重スルコト
- 四、発令ノ日附ハ各省トモ四月十六日以後トスルコト

案 (二)

年 月 日

内閣官房総務課長

枢密院書記官
會計検査院〔長〕官房〔長〕
行政裁判所長官
貴衆両院書記官長

宛 (各通)

本年度各大学卒業新法学士採用ニ関スル件

今般各省ノ人事ニ関スル主任官會議ニ於テ標記ノ件ニ付左ノ通
協議決定有之候条為御参考及通牒候

記

案 (一) 二同ジ

内閣閣甲第四号

昭和九年一月二十二日

内閣官房総務課長 横溝光暉

〔注記9〕

本年度各大学卒業新法学士採用ニ関シ去ル一月十八日協議決
定ノ条項左記ノ通ニ有之為念及通知候

記

- 一、新法学士詮衡著手ハ四月一日以後トスルコト
- 二、詮衡ノ為ノ面会時日ガ数省競合シタル場合ニハ本人ノ申出
ニ依リ便宜時日ノ繰替変更ヲ容スコト
- 三、数省ニ採用決定シタル者ニ付テハ成ル可ク本人ノ志望ヲ尊
重スルコト
- 四、発令ノ日付ハ各省トモ四月十六日以後トスルコト

案 (一)

第 号	起	施
案	昭和九年一月十五日	昭和九年一月十五日
	決定	通知
	昭和九年一月十五日	昭和九年一月十五日

〔注記10〕

内閣官房総務課長
〔昭和九年一月十五日〕

内閣官房総務課長

外務、司法、鉄道、各省人事課長
内務、農林、商工各大臣秘書官
大蔵、文部、通信、拓務各省秘書課長
陸軍省人事局補任課長
海軍省人事局第一課長

宛 (各通)

去ル十一月ノ各省事務次官會議ノ申合ニ依リ各省ニ於ケル新法
学士ノ〔採選〕〔詮衡〕採用ニ関シ各省主任官ノ打合会ヲ開ク事ト相

成候間来ル十八日(木曜日)午後二時首相官邸二御参集相煩度
尚当日東京帝国大学教授男爵穂積重遠氏ヨリモ一場ノ御話有
之筈

(注記1)
〔^{川島}印〕

(注記2)

〔箇〕

(注記3)

〔^{米書}〕

(注記4)

〔昭和九年一月二十六日決裁〕

(注記5)

〔^{横橋}〕

(注記6)

〔^{川島}印〕

(注記7)

〔箇〕

(注記8)

〔^{加筆}〕

(注記9)

〔^{未書}〕

(注記10)

〔箇〕

〔昭和九年 公文雜纂 内閣 一 卷一〕
2A, 14, 2072